

平成 22 年 10 月 16 日

財務省国際局開発政策課 御中

企業の資金調達の円滑化に関する協議会
〒105-0001 港区虎ノ門 1-5-16 晩翠ビル 5F
(連絡先：事務局／山本 聡 tel.03-3503-7671)

「株式会社日本政策金融公庫法施行令の一部を改正する政令」(案)
に対する意見の提出について

去る平成 22 年 9 月 17 日付で意見募集のあった標記の件に対する意見等を下記のとおり取り纏め、提出致しますので、何卒ご高配賜わりますようお願い申し上げます。

我が国の産業の国際競争力の維持又は向上に関する国の施策の推進を図ることを目的とし、日本政策金融公庫（国際協力銀行）が実施する開発途上地域以外の地域における投資金融に関し、対象事業の拡大を検討する意義に関しては全面的に賛同致します。

一方で、新たに追加する事業に関しては、本政令案に掲げられた事業以外にも検討可能な事業があると思料し、我が国産業界がこれまで技術の開発、蓄積に努めてきた以下の分野についても、適正な競争力の維持、向上が図られるべく、追加すべきかと存じます。

1. 環境インフラに関する事業
(ゴミ処理施設に関する事業、廃棄物焼却発電事業等)
2. 省エネに関する事業
3. 造水事業
(海水淡水化事業等)
4. 石炭を原料とした燃料製品等の製造に関する事業
(石炭の直接液化による製品の製造に関する事業等)

又、我が国の産業の国際競争力の向上に資するべく、開発途上地域以外の地域における輸出金融に係る事業の拡大も検討願います。

以上